

# 令和3年度兵庫県立学校講師募集要項

兵庫県教育委員会

## 1 任用予定校

兵庫県立の高等学校、特別支援学校及び県立芦屋国際中等教育学校

※ 公立小中学校等については、最寄りの教育事務所にお問い合わせください（裏面参照）。

## 2 任用期間

原則として1ヶ月以上、1年以内

ただし、学校の状況によっては1ヶ月未満の短期間での任用もあります。

任用の時期は、欠員が生じた時点で年間を通じ随時行われます。

（参考：任用が多い時期は4月当初です。例えば、令和3年4月から任用を希望される方は、1月下旬までに、令和3年度の任用希望で、登録申込書を提出してください。）

## 3 募集する講師の種類及び勤務条件

### (1) 臨時講師

常勤で教諭、養護教諭等に準ずる職務に従事します。

給料(月給)の他、教職調整額、調整手当、通勤手当、扶養手当、住居手当等が支給されます。

### (2) 非常勤講師（会計年度任用職員）

週当たり決まった時間割に合わせた勤務になります。

時間給(参考：令和2年度2, 820円)の他、通勤手当が支給されます。

## 4 資格

教員免許状を所有し、心身ともに健康である者。

※ 県立高等学校(芦屋国際中等教育学校を含む)の希望者は、高等学校教諭の普通免許状を所有していること。

## 5 講師の登録手続き及び受付

講師登録は年間を通じて随時受け付けております。所定の「兵庫県立学校講師登録申込書」に必要事項を記入し、兵庫県教育委員会事務局教職員課人事班（県立学校担当）へ郵送または持参してください。

## 6 登録の有効期間

有効期間は登録を希望された年度（4月～翌年3月）限りとします。年度を越え、さらに任用を希望する場合は、再度登録してください。

## 7 任用の方法

登録後、該当の教科（科目）に欠員が生じた時に、学校が登録申込書により選考を行い、学校から本人あてに直接、電話で連絡します。連絡がつくようにしておいてください。

## 8 登録申込書の配布場所

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事班（県立学校担当）（県庁3号館11階）

※ 教職員課のホームページからダウンロードができます。（両面印刷をして使用してください） (<http://www.hyogo-c.ed.jp/~kyoshokuin-bo/koushi.htm>)

※ 登録申込書を郵送にて取り寄せる(ダウンロードでプリントアウトできない)場合は、返信用として長3号封筒に返送先を明記のうえ、84円切手を貼付し、送付してください。その際、「講師登録申込書希望」と朱書きしてください。

## 9 登録申込書の提出先及び問い合わせ先

〒650-8567（この番号を使うと住所の記載は不要です）

兵庫県教育委員会事務局教職員課人事班（県立学校担当）

TEL（078）341-7711【内線5656】 FAX（078）362-4284

## 10 任用決定の報告について

任用が決まり次第、下記のいずれかの方法により早急に任用状況を報告してください。

※ 県立学校以外(市町立・県外・私立・企業等)での任用についても報告してください。

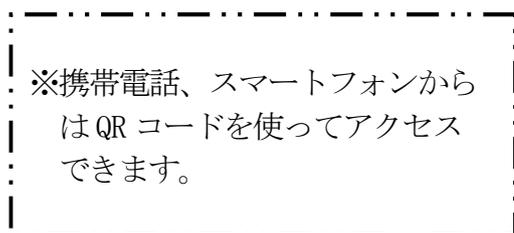
- (1) FAX または郵送にて任用決定報告様式を提出先までお送りください。
- (2) パソコン、携帯電話、スマートフォンから下記任用決定報告フォームにアクセスし  
ご登録ください。

### 任用決定報告フォーム

パソコン : <https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/dform.do?id=1478225697154>

携帯電話 : <https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/iform.do?id=1478225697154>

スマートフォン : <https://www.shinsei.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/sform.do?id=1478225697154>



(携帯電話用 QR コード) (スマートフォン用 QR コード)

**【重要】任用決定後に報告をしない方が増加しており、講師等の任用業務に大きな支障が出ております。任用が決まりましたら必ず報告をしてください。**

## 11 その他

- 登録内容に変更が生じた場合は、必ずハガキや電話等で連絡してください。
- 講師の任用には限りがありますので、登録されても任用できない場合があります。

兵庫県内の神戸市立を除く公立小・中学校、県立を除く特別支援学校、中学校教諭の普通免許状所有者で県立芦屋国際中等教育学校の臨時的任用を希望する方は、下記の各教育事務所総務課にお問い合わせ願います。

※任用期間は原則として1ヶ月以上1年以内ですが、学校の状況によっては1ヶ月未満の短期間での任用もあります。

阪神教育事務所	〒662-0854	西宮市櫛塚町2-28 TEL (0798) 39-6152 (内線402, 403)
播磨東教育事務所	〒675-8566	加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL (079) 421-1101 (内線592, 574)
播磨西教育事務所	〒670-0965	姫路市北条1-98 TEL (079) 281-9581 (内線395, 396)
但馬教育事務所	〒668-0025	豊岡市幸町7-11 TEL (0796) 23-1001 (内線604, 605)
丹波教育事務所	〒669-2341	篠山市郡家451-2 TEL (079) 552-7484 (内線303, 304)
淡路教育事務所	〒656-0021	洲本市塩屋2-4-5 TEL (0799) 22-3541 (内線275, 276)

兵庫県立学校講師登録者  
任用決定報告 様式

**FAX (078) 362 - 4284**

教職員課人事班（県立学校担当） 行

登録教科	
------	--

名 前 \_\_\_\_\_

TEL ( ) \_\_\_\_\_

下記のとおり任用が決定しましたので報告します。

任用 状 況	学 校 名 (企業名)	任用期間	任用形態	教科	時間数
	学校	年 月 日から	常勤		
		年 月 日まで	非常勤		
	学校	年 月 日から	常勤		
年 月 日まで		非常勤			
学校	年 月 日から	常勤			
	年 月 日まで	非常勤			

※学校での任用決定者は教科及び時間数をご記入ください。